

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年10月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年11月14日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 榎谷池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川骨池地区	〃
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川上地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西土居地区	三木町産業振興課
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平石上地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 道池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 姥壊地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎌野北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井西股地区	〃